

※ このご案内は、飲食店以外の施設の管理者の方を対象に送付しております。以下に記載している協力要請及び協力金の対象は、仙台市内の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定められた飲食店以外の施設であって、建築物の床面積が1,000㎡を超えるもの（以下、大規模施設といいます。）及びそのテナント事業者のみとなりますのでご注意ください。

## 仙台市内における大規模施設の管理者及びそのテナント事業者の皆様へ

現在、新型コロナウイルスは全国的にかつてない速さで感染が拡大しており、仙台市においても新規感染者が急増していることから、宮城県・仙台市独自の「緊急事態宣言」を発令し、感染防止対策を実施しておりますが、このたび、宮城県を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用を受け、独自の緊急事態宣言の期間を令和3年9月12日まで延長するとともに、これまで実施してきた対策を拡充・強化することとしました。

つきましては、仙台市内の大規模施設の管理者及びそのテナント事業者の皆様を対象とし、令和3年8月20日（金）午後8時から令和3年9月13日（月）午前5時まで、営業時間短縮の協力要請を行うこととしました。

今回の令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時までの営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた大規模施設管理者及びそのテナント事業者の皆様には、協力金を支給いたします。

また、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

なお、大規模施設の管理者の皆様におかれましては、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、貴施設のテナント事業者に対して本内容をご周知くださいますようお願い申し上げます。

宮城県と仙台市では、引き続き、新型コロナウイルス感染症収束に向けて県民・市民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年8月23日

宮城県知事 村井 嘉浩  
仙台市長 郡 和子

《お問い合わせ先》

担当課連絡先 宮城県経済商工観光部商工金融課 022-211-2746

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047  
(受付時間 平日9:00~17:00)

※協力金の申請先である仙台市の連絡先については、後日、仙台市のホームページ等でお知らせいたします。

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 大規模施設に対する営業時間短縮の協力要請について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、仙台市内の大規模施設を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

## 1. 営業時間短縮の協力要請について

1	対象期間	令和3年8月20日(金) 午後8時から 令和3年9月13日(月) 午前5時まで
2	対象施設	<p>① 建物の床面積の合計が1,000㎡を超える以下の施設</p> <p>A 劇場・観覧場・演芸場・映画館等（生活必需物資を除く）  <small>（新型インフル特措法施行令第11条第4号）</small></p> <p>集会場・公会堂等 <small>（第5号）</small>          展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等 <small>（第6号）</small>          ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） <small>（第8号）</small>          運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等） <small>（第9号）</small>          博物館・美術館等 <small>（第10号）</small></p> <p>※ Aについては、イベント開催時は午前5時から午後9時までの時短要請</p> <p>B 大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等 <small>（第7号）</small>          マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等 <small>（第9号）</small>          個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所          ・場外車券売場等 <small>（第11号）</small>          スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業          ・リラクゼーション業等 <small>（第12号）</small></p> <p>② ①の一部を賃借するテナント等</p>
3	対象区域	仙台市全域
4	要請内容	午前5時から午後8時までの営業時間短縮 <small>※ 酒類の提供は終日停止とする。</small>

- 時短要請相談窓口：022-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が実地の働きかけ等を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。
- 大規模商業施設（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第7号の施設）においては、入場整理（人数管理・制限、誘導等）を徹底されるようお願いいたします（法第31条の6第1項の要請）。

## 2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】について

令和3年8月20日(金) 午後8時から令和3年9月13日(月) 午前5時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金の申請に関する詳細は後日お知らせいたします。

なお、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。

### 支給額

#### ① 大規模施設等

自己利用部分面積1,000㎡毎に1日当たり20万円/日×時短率(※)×24日

#### ② ①のテナント等（①が営業時間短縮要請に応じている場合に限る。）

100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×24日 ※ 時短率：時短した時間/本来の営業時間

### 【県WEBサイトの協力金に関するページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/largefacilities.html>

### 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。

宮城県ホームページ  で検索

※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 別紙のとおり